

災害時要援護者の情報共有について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。
0 愛知県	<p>災害時要援護者の把握は、市町村が取り組むこととされております。本県が作成しています市町村向けの「災害時要援護者支援体制マニュアル」においては、要援護者基本情報は、本人の同意を得た上で「避難支援者」にも提供するよう示しております。その「避難支援者」の候補者として、障害団体も例示させていただいているところです。</p> <p>また、要援護者の情報提供の方法につきましては、市町村が要援護者ご本人と話し合いながら策定する一人ひとりに対する避難支援プランを、平常時から要援護者ご本人と、避難支援者、ご本人が同意した情報伝達者に配布しておくこととしています。なお、県が保有する要援護者の個人情報、手帳所持者に関する情報のように、そのほとんどが県と市町村の間で共有されています。</p>
1 名古屋市	<p>災害時要援護者の方の情報については、障害の種別や程度、病名、要介護度など、個人の権利利益を損なうおそれが大きい情報が含まれており、その取扱いには十分な配慮が必要となります。</p> <p>しかしながら、大規模災害発生時において速やかに安否確認等を行うためには、地域の方のご協力が必要になることはもちろんのこと、関係する団体の方のご協力が必要になることも想定されます。それらのことを踏まえて、災害時要援護者の名簿及びその情報の取扱いについては慎重に検討して参りたいと考えております。</p>
2 豊橋市	<p>豊橋市では、高齢者で一人暮らしの方、あるいは、障がいをお持ちの方などに対しまして、地域の中での日頃の見守りと災害発生時に支援を行うことを目的とした「災害時要援護者支援事業」を実施し、台帳登録をしております。台帳登録をされた方の情報は、民生委員や自主防災会に情報提供し、災害時に役立てることになっております。</p>
3 岡崎市	<p>災害時要援護者支援制度に基づき、各町内会の防災防犯協会長、民生委員、児童委員、学区福祉委員会委員長に対して災害時要援護者の名簿を配付し、平常時の見守り及び災害時の支援に取り組むよう依頼しています。</p>
4 一宮市	<p>災害時要援護者支援制度を開始当初から、登録者の承認を得て、担当地域の町会長さんや民生委員さんに要援護者の名簿をお渡しし情報を共有しています。また、平成24年度から民生委員さんには、職務の性質上障害者などの情報をご要望によりお渡しし、地域の共助体制の整備などに活用していただいています。</p>
5 瀬戸市	<p>民生委員、児童委員が作成する災害時要援護者支援台帳を基に、緊急時に安否確認ができる体制を整えているところです。また、市ホームページや広報紙への記事の掲載、コミュニティFMラジオを活用した防災啓発活動にも努めています。</p>
6 半田市	<p>本市では現在、「災害時要援護者」の情報を個人情報開示の同意を得た上で、消防団、地域の自主防災会へ開示しております。また、社会福祉協議会、民生委員、日本赤十字奉仕団及びVC(半田市ボランティアコーディネーター)の会等支援団体にも開示をしております。福祉圏域間、県との情報共有につきましては、愛知県の防災計画に位置づけられ次第行っていきます。</p>
7 春日井市	<p>災害時要援護者を地域で支援するため、個人情報の提供に同意した人の情報を区・町内会・自治会及び民生委員に提供し、災害時に備えて情報共有をしています。</p>
8 豊川市	<p>本市におきましては、平成18年度から災害時要援護者支援制度を運用しており、現在、民生・児童委員、自主防災会と市で登録者の情報について情報共有しております。</p> <p>現在、約2千人の方が登録しておりますが、申請時に、民生・児童委員、自主防災会及び市に対し、個人の情報を提供することに同意した方のみが登録できることとしているため、その他の団体については情報提供できません。</p>
9 津島市	<p>災害時要援護者に登録していただくときに、自主防災会及び民生・児童委員への情報提供について了承を得ております。</p> <p>福祉圏域間での共有、県との共有は、今後の課題だと思えます。</p>

市町村名	地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。	
10	碧南市	災害時要援護者台帳については、地域の民生委員や自主防災会等と情報共有する予定です。福祉圏域間及び県との共有については、ご意見としてお聞きします。
11	刈谷市	災害弱者・要支援者に対する支援については、災害時要援護者名簿の作成を行うとともに、同意をいただいた方に関しては、その内容を各地区に伝え、災害時に支援体制が取れるよう支援を行っています。この内容は、個人情報であり、情報共有する範囲を現状より拡大するところは今のところ考えていません。
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	現在、同意方式に基づき自主防災組織、町内福祉委員会、地域支援者と情報を共有しています。
14	西尾市	災害時要援護者の方の情報につきましては、地域の自主防災会の会長や、民生委員の方にお渡ししております。障がい者団体等への情報の開示、福祉圏域間等との共有に関しましては、情報開示の有効性等も鑑みながら、検討してまいります。
15	蒲郡市	災害時用援護者台帳を民生児童委員、総代、自主防災会で情報を共有しています。福祉圏域等の情報共有については、今後の課題としてお聞きしました。
16	犬山市	災害時要援護者については地域での見守りが迅速な救助につながるものと考え、台帳を整備し、町会長と民生委員へお渡ししています。また、広域での情報共有につきましては今後検討していきます
17	常滑市	引き続き災害時要援護者支援台帳に登録された方の情報を、地域の自主防災班(各区・町内関係者)、民生児童委員、老人協力員、市社会福祉協議会など支援者に台帳を配付して情報共有を実施していきます。(安全協働課・消防本部に副本を備え付け)
18	江南市	現在、地域の防災関係者に対して情報共有を行っております。なお、障害者団体や支援団体等、また、福祉圏域間や県との共有については、個人情報保護を勘案しながら検討します。
19	小牧市	現在市で管理している「災害時要援護者登録台帳」につきましては、災害時に地域の自治会や民生委員などへの情報開示を可能としています。福祉圏域間及び県との共有につきましては、個人情報の保護のため、実施する予定はありません。
20	稲沢市	災害時要援護者の把握につきましては、個人情報の慎重な管理が必要となっております。日ごろから、地域の方とのコミュニケーションを図りながら、情報の共有を図っていただき、万が一の災害の際には、有効に活用できるような自主防災組織の育成、システムづくりをお願いいたします。
21	新城市	現在は考えておりません。
22	東海市	現在、地区担当民生・児童委員への情報提供を行っております。しかし、個人情報保護の観点から現時点では、障害者団体等への情報開示は考えておりません。
23	大府市	災害時要援護者本人に承諾をもらったうえで、地域防災関係者である「自主防災会」及び「民生児童委員」が日ごろから要援護者の情報を共有しています。また、市での情報把握は、担当課(福祉課)だけでなく、災害時に対応が必要な防災関係部署(生活安全課・消防署)とも共有し、情報喪失に備えております。
24	知多市	現在当市では、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、一定以上の障がい者の内、平常時における町内会、自治会等への名簿提供について、本人の同意があった方に限り、その名簿を作成しています。この名簿について民生委員及び市と個人情報の取り扱いに関する確認書を取り交わしている地区に提供しています。また、情報喪失に備え、情報の遠隔保管を実施しております。
25	知立市	災害時要援護者の支援のためには、支援する側の情報の共有が大切なことである事は否定しませんが、実際には当該要援護者の個人情報の保護も適切に行う必要があります。共有(情報の開示)するための条件の設定が難しい状況です。また、広域での情報の共有については、今後の検討課題とします。

市町村名	地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。	
26	尾張旭市	<p>現在、災害時要援護者支援事業を実施されている地域では、個人情報の提供を同意された要援護者の情報について、民生委員児童委員をはじめ地域関係者で情報の共有を行っています。</p> <p>また、災害時には、障がい者団体や支援団体、又県の保健所の職員も要援護者の支援には欠かせない方々になります。このため、要援護者を支援する地域関係者として、この事業に積極的に取り組んでいただき、情報の共有をしていただきたいと思いますと考えております。</p>
27	高浜市	<p>現在、地元町内会や民生委員との情報共有が図られています。福祉圏域間での共有、県との共有については、将来的な課題であると受け止めています。</p>
28	岩倉市	<p>既に区防災会と情報共有しており、今年度は民生委員とも情報共有化を図りました。広域での情報共有化については今後検討します。</p>
29	豊明市	<p>本市の災害時要援護者制度は、要援護者を適切に支援できるようにマニュアルに基づき地区住民と情報を共有できるようにしています。</p>
30	日進市	<p>地域支援体制を構築していただくため、地域支援者との情報を共有しています。</p>
31	田原市	<p>現在、「災害時要援護者管理台帳」を策定中で、手上げ、同意方式において災害時における要援護者を把握・管理し、その台帳を地域における支援者、民生委員、自主防災会、自治会、社会福祉協議会、消防といった関係機関で共有できるよう考えています。</p> <p>障がい者団体や支援団体等への情報開示については、その必要性について把握しておらず、開示が必要な諸団体も把握していない現状であるため、現段階での情報開示は考えていません。</p> <p>情報喪失を想定した情報の共有については、現在東三河圏域での情報共有は連携しつつありますが、福祉圏域や県との情報共有については、被災者支援全体の情報管理と共に検討してまいります。</p>
32	愛西市	<p>現在、要支援名簿は、四庁舎と消防本部に配置しており、災害時には人命救助や安否確認を最優先とし、名簿開示の必然性についても顧問弁護士の見解も得ており、いざというときは要援護者の名簿開示を行うつもりです。しかしながら、災害時の現場活用や平常時の見守り支援の観点から、自主防災会や自治会単位での名簿保管など要援護者名簿の活用などについて、工夫が必要だと思っています。</p> <p>平成24年度事業としての災害時要援護者登録確認により、災害時の現場活用や平常時の見守り支援の観点から、名簿の自主防災会や自治会での保管による、支援体制づくりを進めております。福祉圏域や県との共有に関しては、今後の協議検討課題と思っております。</p>
33	清須市	<p>災害時要援護者台帳を整備し、地域の自治会や自主防災会、警察署、消防署など市内関係機関との情報共有を進めており、現在のところ福祉圏域や県との共有は考えていません。</p>
34	北名古屋市	<p>災害時要援護者本人から、個人情報を民生委員や自主防災会等に提供する旨の同意書をいただいたうえで、民生委員や自主防災会と情報共有しております。障がい者団体への情報開示については、要援護者の同意を得ていないので、すぐには実施できませんが、今後近隣市町の状況を調査し、研究していきます。</p> <p>また、現時点では要援護者登録台帳を紙ベースで管理していますが、地域での情報喪失も想定し、台帳のデータ化及び効率的な管理・運用ができるシステムの導入を検討しております。</p>
35	弥富市	<p>現在、災害時要援護者の登録を進めている。その中で名簿は自主防災組織及び地区委員、市消防団、民生委員・児童委員、地域支援者への提供について同意をいただいております。団体への情報開示は難しい。</p>
36	みよし市	<p>※文書回答なし</p>

市町村名		地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。
37	あま市	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の高齢者台帳を民生委員さん方のご協力を得て作成し、本人署名了解のうえ災害時に活用できるよう関係課との情報共有に努めます。 現在、高齢者・障害者台帳の整備を進めており、災害時には要援護者支援にも活用する予定です。災害時要援護者の情報共有等についてはあま市災害時要援護者避難支援計画に基づき進めていきます。
38	長久手市	災害時要援護者支援要綱に従い進めていきます。また、災害時要援護者の情報について、地域の防災関係者(自主防災組織など)との情報共有を検討していきます。
39	東郷町	災害時要援護者支援については、現在要援護者の台帳作成を進めているところです。なお、平常時の登録状況を民生委員等に開示承諾を了承されていれば情報提供する予定です。県及び福祉圏域間での情報共有はセキュリティーの問題が解決されていないので今はできません。
40	豊山町	災害時要援護者については、豊山町地域防災計画及び「災害時要援護者支援体制マニュアル」において定めており、豊山町地域防災計画においては、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して情報の共有に努めることとしています。 また、災害時要援護者への登録の申出をいただく際には、名簿情報を自治会、自主防災会及び民生委員・児童委員等に提供することに対する本人の承諾も得ております。 したがって、災害時においては、地域防災計画及び災害時要援護者支援体制マニュアルに基づき、町が必要に応じて、要援護者の名簿情報を自治会や自主防災組織等に提供します。なお、現在のところ福祉圏域間での共有及び県との共有は考えていません。
41	大口町	災害時要援護者マニュアルを作成し、実施を目指し検討しております。現在のところ情報開示、福祉圏域間や県との情報共有は考えておりません。
42	扶桑町	今後も個人情報保護の保護に留意し対応します。
43	大治町	今年から災害時要援護者支援が始まり、町民に対して広報・通知文書で呼び掛けをし、登録するよう周知しているところである。今後、災害時要援護者名簿登録申請書兼災害時要援護者台帳に基づいて町が台帳を整備し、関係支援団体に情報提供していく予定である。また、福祉圏域及び県との共有について今後検討していく予定である。
44	蟹江町	要援護者台帳登録申請書の提出があれば、関係機関への提供することができます。
45	飛島村	要援護者台帳を整備中であり、今後関係団体とも検討する。
46	阿久比町	本町の災害時要援護者登録制度では、名簿の開示先は、民生児童委員・自主防災会・半田消防署・阿久比支所の3者となっております。当該名簿は、大変デリケートな性格をもつものですから、現在のところ、3者以外への名簿を開示は考えておりませんが、いただいたご意見を参考としつつ、開示先の拡大や県等との共有については今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。
47	東浦町	「災害時要援護者」の情報は、自主防災会、民生・児童委員、消防、保健所、赤十字奉仕団、社会福祉協議会などの関係機関への情報開示に承諾した方のみ、該当機関に情報を開示しております。
48	南知多町	地域の防災関係者との情報共有の準備を進めておりますが、その他は検討していきます。
49	美浜町	災害時要援護者に関する情報は、個人情報保護との関係があり、美浜町以外の団体等との情報共有については難しい問題があります。本人の同意を得た場合には、情報の共有も可能ですから、本人の同意を得られるような機会を増やして行きたいと考えています。
50	武豊町	災害時要援護者の情報については、本人の同意を得て、自治区、民生委員、社会福祉協議会、消防署等と共有化を図っています。なお、同意を得ていない団体等への情報開示は、本町の個人情報保護条例に基づき対応します。

	市町村名	地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。
51	幸田町	現在災害時要援護者台帳の登録を進めているところですが、運用について詳細まで規定していないため、今後検討していきたいと考えます。
52	設楽町	災害時要援護者の情報共有については、個人情報保護との関連から慎重に検討し共有を進めたいと考えます。
53	東栄町	※回答なし
54	豊根村	消防防災機関とは共有していますが、現在は考えていません。